

# 入札(見積合わせ)参加資格の申請

物品関係や工事関係などの一般・指名競争入札(見積)に参加を希望する業者は申請してください。

【提出書類】 指定申請書(各施設で配布、または各ホームページからダウンロード可)・添付書類

【有効期間】 平成31年4月1日～2021年3月31日(市学校給食会は2020年3月31日まで)

※申請書の様式が新しくなったため、以前の申請書は利用できません。現在(平成30年度まで)資格がある場合も、改めて申請が必要です。詳しくは、提出要領をご覧ください。

「宇和島市」が購入・賃借する物品・役務、発注する工事関係

■物品・役務関係：事務用品、教材、運動具、楽器、印刷、電気通信器具、機械器具、車両、各種リース・レンタル、業務(役務)など

【資格審査】 経営状況や営業実績などについて資格審査をします。

【受付】平成31年1月4日(金)～2月28日(木)(執務時間中)

【提出・問合せ先】 財政課契約係 ☎24-1111内線2475・2434

■工事関係：土木、建築、そのほかの工事とこれらに関する測量、設計などの業務など

【資格審査】 建設工事の種類別年間平均完成工事高、資本金、営業年数などの経営規模、経営状況や工事実績などについて資格審査をします。

【受付】平成31年1月4日(金)～31日(木)(執務時間中)

【提出・問合せ先】 財政課契約係 ☎24-1111内線2435・2406

「市病院局(宇和島・吉田・津島病院、オレンジ荘、ふれあい荘)」が購入する物品・役務関係、給食用材料

■物品関係：①薬品②診療用材料③医療器械④事務用品類⑤文具・用紙類⑥衣料・繊維類⑦電機通信具⑧印刷類⑨燃料⑩機械器具類⑪写真類⑫その他

■役務(業務委託)関係：⑬保守・点検・管理

■給食用材料：⑭給食用材料(津島病院は濃厚流動食のみ、ふれあい荘は除く)⑮給食用具

※④～⑬は市への資格登録を行えば申請不要です。

【資格審査】 市内に店舗や事務所などがあり、過去1年以上の販売実績があるなど経営状況についての資格審査をします。

※医療機器、診療材料をはじめ特殊な物品・役務などは市外(県外)の業者も審査対象になります。

【受付】平成31年1月30日(水)まで(執務時間中)

【提出・問合せ先】 市立宇和島病院総務管理課 ☎25-1111内線21052または吉田病院事務局総務係 ☎52-0611内線235、津島病院事務局総務係 ☎32-2011内線277、オレンジ荘 ☎52-3151、ふれあい荘 ☎20-2008

市学校給食会

■学校給食用食料品類

【受付】平成31年1月7日(月)～21日(月)(執務時間中)

※いずれかで申請すれば、ほかの調理場に申請する必要はありません。

【提出・問合せ先】 市学校給食会(市学校給食センター内) ☎20-3010または吉田調理場 ☎52-1052、三間調理場 ☎58-2093

# 市県民税申告・所得税などの確定申告

税務課と吉田・三間・津島支所税務係では、2月中旬～3月中旬の確定申告時期に合わせて、市県民税の申告相談および所得税などの確定申告の受付を行います。

## ■事前の金額集計・書類作成を

申告期間中、職員による金額の集計や書類の作成は困難ですので、事前に作成をお願いします。

**【医療費控除などの対象者】**「医療費控除の明細書」の作成(支払った医療費などの集計作業と記載)

領収書の代わりとして医療保険者が交付する医療費通知書または医療費控除の明細書を添付することが必要です(医療費の領収書は自宅などで5年間保存する必要があります)。

**【農業を含む事業所得、不動産所得などのある人】**申告書の作成に必要な収支内訳書などの記入

市県民税申告をする人は、金額集計の基となる帳簿や経費の領収書を持参してください。  
また、所得税などの確定申告書を提出する人は、収支内訳書などを作成する基となった領収書などの添付は求めません。集計もれないよう注意してください。

## ■市県民税申告書および所得税などの確定申告書

には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です  
申告の際に、申告する本人や扶養親族などの個人番号(マイナンバー)の申告書への記載、および提出時に申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

## ■確定申告書作成についての質問はお早めに

確定申告書の作成について、特に他部署への照会が必要な場合(資産の減価償却の内訳など)は、申告期間中の対応は非常に困難です。申告の受付が始まるまでに相談してください。

国税庁ホームページを利用してください

収支内訳書や確定申告書、医療費控除の明細書などは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で作成することができます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 配偶者控除および配偶者特別控除の改正

### 【改正の内容】

- ①配偶者控除：納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられました。合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超えると控除額が0となります。
- ②配偶者特別控除：配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大されました。また、納税義務者(扶養する人)の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超えると従来通り適用外となります。

### 【改正に関する注意点】

- ▶扶養の人数：配偶者の合計所得金額が38万円を超えた場合には扶養の人数には含まれません(住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても障害者控除の対象とはなりません)。
- ※納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合には、配偶者控除額は0となりますが「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。
- ▶配偶者の市県民税：個人の所得に応じて課税されるため、所得金額および所得控除の内容によって通常通り課税の計算がされます。

**【問合先】** 税務課市民税係 ☎24-1111内線2516または各支所税務係